

現 状

障害の種別を問わず総合的に相談に応じ、早期療育の支援を行うことなどを目的に、障害のある子どもの相談・医療・施設等の機能を併せ持った総合的な施設として、療育福祉センターを設置(平成11年)

障害相談⇒療育福祉センターで対応
養護、児童虐待、非行相談など
⇒中央児童相談所で対応

課 題

- 児童虐待や非行などの問題に発達障害などが複雑に関係するなど、子どもや家庭をめぐる問題は、より複雑多様化
- 両機関の建物は老朽化が著しく、南海地震に備え、安全確保の対策が必要
※ 療育福祉センター本館(昭和49年度建築)、中央児童相談所本館等(昭和55年度建築)
- 一時保護所の建物は手狭で、非行の子どもと虐待を受けた子どもと一緒に処遇せざるを得ない状況



『今後のあり方を考える会』での検討

利用者のニーズに合った機能及び支援のより良いあり方を検討するため、保護者、有識者(委員15名)による「今後のあり方を考える会」で、両機関の『ありたい姿』を検討(H22.3~H24.12)

「考える会」の報告書を受け、(仮称)高知県子ども総合センターの基本構想を策定

療育福祉センター

…高知市若草町

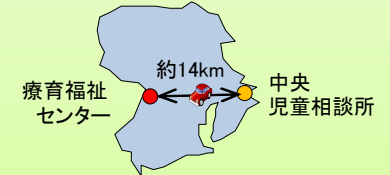
- 医療部門
 - ・外来診療
 - ・入院(19床)、短期入所
 - ・リハビリテーション
- 相談部門
 - ・障害者更生相談所
 - ・中央児童相談所(障害相談部門)
 - ・発達障害者支援センター
- 障害児施設部門
 - ・肢体不自由児通園
 - ・難聴児通園
 - ・自閉症児通園
- 高知ギルバーク発達神経精神医学センター
 - 本館:S49年度建築
 - 発達障害者支援センター棟:S56年度建築
 - 難聴幼児通園棟:S40年度建築
 - 敷地面積:約10,500㎡



中央児童相談所

…高知市大津

- 児童虐待対応チーム
養護・育成・非行相談
 - 一時保護所
 - 児童支援ホーム
- (本館:S55年度建築
一時保護所棟:S55年度建築
児童支援ホーム:H11年度建築
敷地面積:約5,790㎡)



現 在

(仮称) 高知県子ども総合センター整備基本構想

現状・課題

両機関の連携

- 子どもや家庭をめぐる問題は、より複雑、多様化
- 両機関が密接に連携し、それぞれの専門性をさらに発揮できるような体制とする必要

(仮称) 高知県子ども総合センターの概要

両機関の連携を強化

- 中央児童相談所に総合相談窓口を設置し、子どもに関するあらゆる相談を受け付け、療育福祉センターと連携しながらタイムリーでスピーディーな対応
- 両機関がそれぞれの専門性を高めつつ有機的に連携し、総合的、専門的な相談援助を実施
⇒ 両機関の専門的機能の相乗効果を発揮



両機関の専門的な機能の相乗効果を発揮し、子どもに関するすべての相談支援機能を抜本的に強化

施設整備の基本的な考え方

合築後

利用者の交通の利便性、地震発生時の津波浸水に対する安全性、一定規模の敷地面積などを総合的に判断し、現在の療育福祉センター敷地(高知市若草町)に整備



発達障害への対応・保護者支援

- 専門医師が少なく、療育福祉センターに受診が集中(受診者は12年で4倍に増加)
- 子どもが発達障害の診断を受けた際などに保護者への支援が求められている

発達障害や保護者への支援を充実

- 「高知ギルバーク発達神経精神医学センター」で専門医師を養成
- 専門医師を確保し、療育福祉センターの診療体制を充実するとともに、他の医療機関と連携しながら、県下の診療体制を充実
- 医師や心理士等によるケアチームが保護者に寄り添いながら障害受容への支援やサービス等の情報提供を行うなど、きめ細やかな支援を行う



- 発達障害の受診増に対応した診察室を確保
- 高知ギルバーク発達神経精神医学センターの研究環境を充実
- 保護者が気軽に交流できるスペース等を整備

- 子どもや来所者のプライバシーに配慮した施設整備
- 災害時に備え防災拠点スペースを整備

児童虐待や非行問題への対応

- 児童虐待対応チームの設置・拡充
- 非行相談件数が増加傾向(非行相談件数の割合が全国に比べ高い水準)



児童虐待や非行問題への対応をさらに強化

- 児童虐待や非行などの背景に発達障害等が考えられるケースについて、両機関の連携・協働により迅速かつ適切に支援
- 複眼的な視点でソーシャルワークを行い、障害のある子どもに対する虐待ケースなどに適切に対応
- 発達障害等がある子どもを早期療育につなげることで、二次障害としての非行を防止

障害の有無にかかわらず受け入れ

- 療育福祉センターの障害相談部門を統合し、中央児童相談所に総合相談窓口を設置
- 複雑・多様化する児童相談に対応するため、相談室・心理検査室、観察室等を整備するなど機能を充実

一時保護所

- 非行児童と被虐待児童を同じスペースで生活させざるを得ない混合処遇の問題
- 夜間緊急保護スペースが確保できない問題

一時保護所の機能充実

- 子どもにとって安心・安全な生活環境を提供するため、保護に至る背景(虐待や非行など)や男女別のユニット化を図る
- 緊急保護、行動観察、児童養護施設等のバックアップなどのための環境整備



- 居室の個室化・生活空間のユニット化
- 幼児用の生活設備の整備
- 夜間緊急保護スペースを確保

あり方を考える会
最終報告(H24.12)
⇒ 基本構想策定

今後のスケジュール

~H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
	基本設計等	実施設計等			
					建設工事
					H29年オープン予定